

1 相談に関すること

利用できるサービスや手続きの方法等に不明な点があるときは、総合的な相談支援等のために各市町村が設置している「相談支援窓口」の他、次の機関へお問い合わせください。

名 称	概 要	目 次
障がい者相談支援事業・各市町村相談支援機能強化事業	各市町村が設置している障がいに関する総合的な相談窓口です。	p8～p13
鳥取県医療的ケア児等支援センター	医療的ケアが必要な子どもやそのご家族等からの相談を専門スタッフが受け付けます。	p17
障がい児等地域療育支援事業	在宅の障がいのある子どもなどが気軽に療育指導・相談を受けられるよう県内の各地に専門スタッフを配置し相談を行っています。	p18
発達障がいに係る相談機関	発達障がいのある方やそのご家族を対象に様々な相談を行っています。	p19～p21
精神障がい者家族相談ダイヤル	精神障がいに関する相談を当事者やそのご家族の立場に立ち、思いを共有できる相談先として電話相談を行っています。	p22
鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関	鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関として、野島病院（倉吉市）高次脳機能センターの専門スタッフが各種情報提供や相談・助言を行っています。	p22
鳥取県高次脳機能障がい者家族会	高次脳機能障がいに関する相談を、当事者やそのご家族の立場に立ち、悩みを共感したり支えあう活動をしています。	p23
鳥取県依存症支援拠点機関	アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症についての普及啓発や相談対応、専門的な治療を行っています。各種相談に応じる「相談支援コーディネーター」を配置しています。	p23～p24
アルコール依存症の人及び酒・アルコールを止めたいと自発的に思っている人の断酒を支援する自助グループです。		p24～p25
鳥取県てんかん支援拠点病院	てんかん診療支援コーディネーターが相談窓口となり、てんかん患者さんとそのご家族に対する相談支援、適切な治療を受けられるシステムの構築を目指し、医師による医療相談も行っています。	p25
公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部	当事者、家族はもちろん、医師をはじめとし多職種の専門職の会員の協力のもと、てんかんに関する様々な相談を受けています。	p25～p26
アダクション（アルコール・薬物・ギャンブル等依存症）当事者やそのご家族のために、薬物問題の相談や啓発活動を行っています。		p26
高齢者や障がいの権利擁護に取り組む支援センターが、東・中・西部の3か所に設置されています。		p26
あいサポート・アートセンター	芸術・文化活動に取り組む障がい者やその支援者を支援するための相談受付や研修会を行います。	p27
聴覚障がい者・盲ろう者・視覚障がい者等に係わる各センター等	聴覚障がい者・盲ろう者・視覚障がい者・失語症に係わる相談対応等を行っています。	p28～p30
ヤングケアラー相談窓口	ヤングケアラー当事者や保護者等の悩みに寄り添った相談を行っています。	p30～p31

名 称	概 要	目 次
消費生活センター相談窓口	消費生活トラブルに関することなど様々な相談を行っています。	p31
相談機関 その他の相談窓口 相談員	障がいのある方の各種相談に応じるため、様々な相談機関及び相談員が配置されています。	p32～p34

(1) - 1 障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業

共通

障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業とは

障がいのある方が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がいのある方やそのご家族に対する総合的な相談支援や連絡調整等を行う窓口を各市町村が設置する事業です。

【対象者】

地域での生活支援をご希望されている障がいのある方（身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方、難病患者など）およびそのご家族。 ※相談は無料です。

【業務内容】

福祉サービスの利用援助

相談や情報提供、障害福祉サービス等の申請援助やサービス調整、個別支援会議の開催等の支援を行います。

権利の擁護のために必要な援助

権利擁護とは……自分自身の権利を守り、また行使するのに困難を伴う障がいのある方等のために、代わって必要な援助を行うことをいいます。

社会生活力を高めるための支援

人間関係のトラブルや健康管理、金銭管理等について、自分の力で、あるいは必要な援助を受けながら解決できる力を引き出す（＝エンパワー）のための相談や講座等を開催します。

ピアカウンセリング

ピアカウンセリングとは……障がい当事者が、同じ悩みや同じ障がいのある仲間を聞きながら、その障がいに対する肯定感を引き出し、最終的には、その人自身の力で課題を解決、克服できるよう援助するためのカウンセリング技法をいいます。

社会資源を活用するための支援

各種支援、施策に関する助言等を行います。

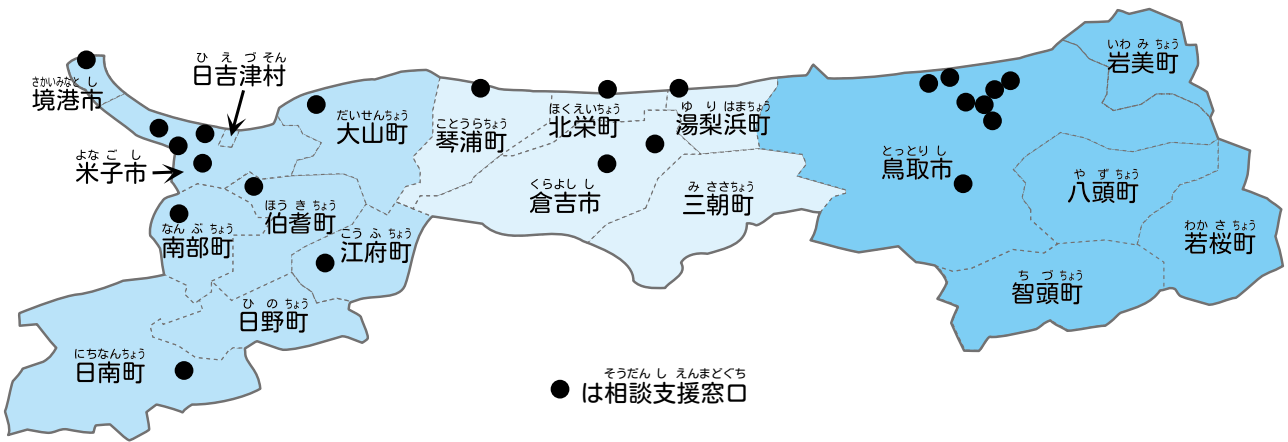
専門機関の紹介など

【相談方法】

来所・訪問・電話・ファクシミリなど

※相談される方の状況に応じた対応に努めています。

市町村の相談支援窓口の配置状況

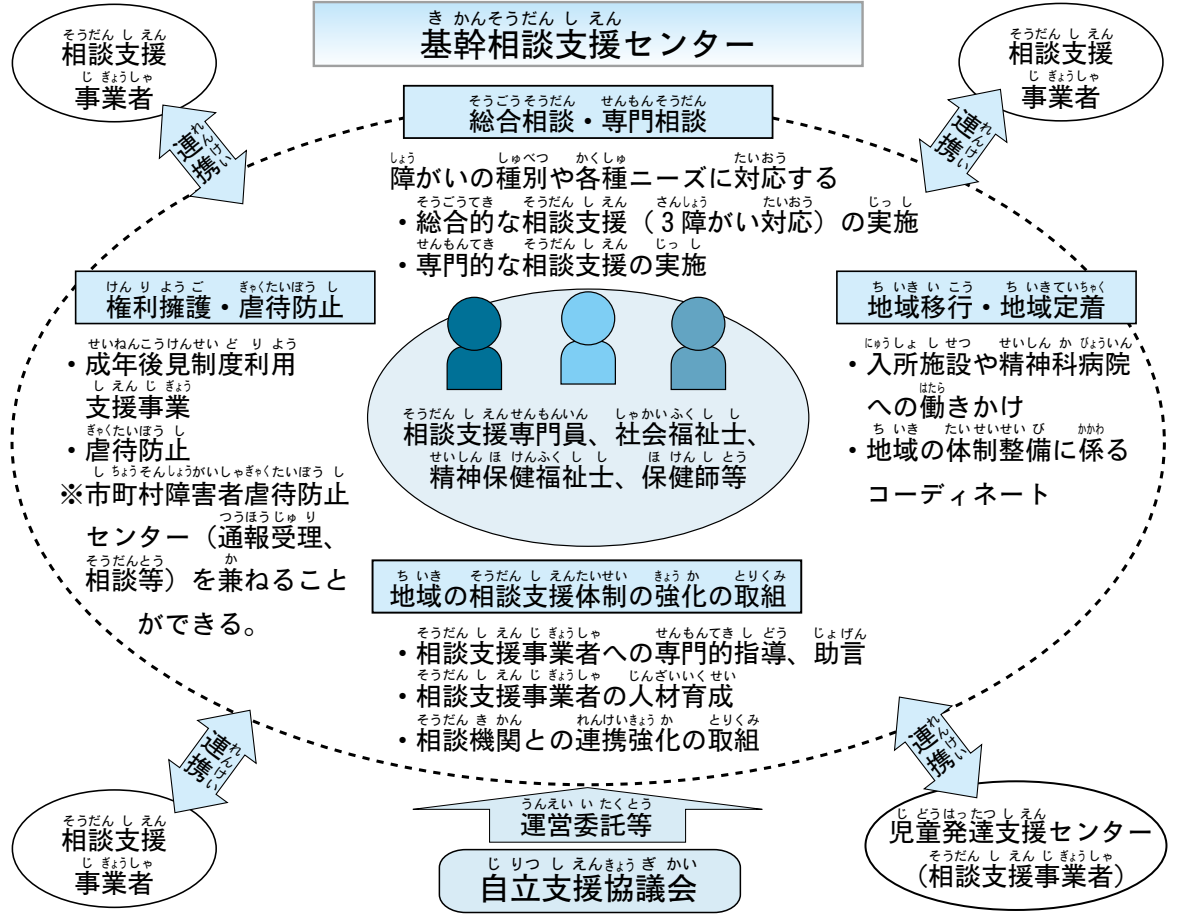


基幹相談支援センター

平成24年4月から相談支援体制の強化が図られることになり、その1つとして基幹相談支援センターを設置できることになりました。

基幹相談支援センターは地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を行い、地域の実情に応じて以下の業務を行います。

基幹相談支援センターの役割のイメージ



相談に関すること

かく し ちょう そん そう だん し えん まど ぐち いち らん 各市町村の相談支援窓口一覧

しょう しゃそうだん し えん じ ぎょう し ちょうそんそうだん し えん き のうきょう か じ ぎょう
(障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業)

相談に関すること

1

とっとりし
鳥取市

しょうがいしゃ し えん
障害者支援センターしらはま

〒 689-0201 鳥取市伏野 2259-17

☎ 0857-59-6036 FAX 0857-59-2022

しょう しゃし えん
障がい者支援センターそよかぜ

〒 680-0845 鳥取市富安 2 丁目 104-2 (さざんか会館内)

☎ 0857-22-9511 FAX 0857-22-9501

そうだん し えん じ ぎょうしょ
相談支援事業所アプローズ

〒 680-0824 鳥取市行徳三丁目 901-9

☎ 0857-30-4635 FAX 0857-30-5754

ち いきせいかつ し えん いえ
地域生活支援センターみんなの家

〒 689-0202 鳥取市美萩野 2 丁目 81 番地

☎ 0857-30-7677 FAX 0857-30-7678

そうだん し えん
相談支援センターサマーハウス

〒 680-0007 鳥取市湯所町 1 丁目 131

☎ 0857-36-1151 FAX 0857-36-1152

そうだん し えん
相談支援センター ゆくり

〒 680-0805 鳥取市相生町二丁目 405 番地

☎ 0857-20-0222 FAX 0857-20-0222

とっとりかいご そうだん し えん
鳥取介護サービス 相談支援センター

〒 680-0921 鳥取市古海 707-1

☎ 0857-30-1696 FAX 0857-30-1697

<p>よなごし 米子市</p>	<p>しょうがいしゃせいかつしえん 障害者生活支援センターすてっぷ 〒683-0064 米子市道笑町2丁目126-4 ☎0859-37-2120 FAX0859-37-2121</p> <p>しょうがいしゃせいかつしえん 障害者生活支援センターまちくら 〒683-0816 米子市西倉吉町83-3 ☎0859-35-5647 FAX0859-35-5648</p> <p>そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所エポック翼 〒683-0804 米子市米原1459-4 ☎0859-36-2005 FAX0859-36-2007</p> <p>しょうしゃしえん 障がい者支援センターわおん 〒683-0103 米子市富益町4684 ☎0859-30-4623 FAX0859-30-4624</p>
<p>くらしし 倉吉市</p>	<p>くらしししょうしゃちいきせいかつしえん 倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい 〒682-0863 倉吉市瀬崎町2714-1 ☎0858-22-6239 FAX0858-23-7122</p> <p>ちゅうぶしょうしゃちいきせいかつしえん 中部障がい者地域生活支援センター 〒682-0023 倉吉市山根43 ☎0858-26-2346 FAX0858-26-2300</p>
<p>さかいみなとし 境港市</p>	<p>しょうがいしゃしえん 障害者支援センターさかいみなと 〒684-0071 境港市外江町2072 ☎0859-44-2520 FAX0859-44-2526</p> <p>そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所エポック翼 〒683-0804 米子市米原1459-4 ☎0859-36-2005 FAX0859-36-2007</p>
<p>いわみちょうわかさちょう 岩美町・若桜町・ ちづちょうやずちょう 智頭町・八頭町</p>	<p>そうだんしえん 相談支援センターサマーハウス 〒680-0007 鳥取市湯所町1丁目131 ☎0857-36-1151 FAX0857-36-1152</p>
<p>みささちょうゆりはまちょう 三朝町・湯梨浜町</p>	<p>ちゅうぶしょうしゃちいきせいかつしえん 中部障がい者地域生活支援センター 〒682-0023 倉吉市山根43 ☎0858-26-2346 FAX0858-26-2300</p>

<p>み さきちよう ゆ り はまちよう 三朝町・湯梨浜町</p>	<p>そうだん し えん 相談支援センターサポートりんくす 〒 689-0737 とうはくぐん ゆ り はまちようなが え 東伯郡湯梨浜町長江 310-46 ☎ 0858-32-1001 FAX 0858-32-0989</p>
<p>ことうちよう 琴浦町</p>	<p>ことうちようしやう しや ち いきせいかつ し えん 琴浦町障がい者地域生活支援センター 〒 689-2392 とうはくぐんことうちようたくまん (ことうちようやく ば ない) 東伯郡琴浦町徳万 591-2 (琴浦町役場内) ☎ 0858-52-1706 FAX 0858-52-1524</p> <p>ちゆう ぶ しやう しや ち いきせいかつ し えん 中部障がい者地域生活支援センター 〒 682-0023 くらよしし やま ね 倉吉市山根 43 ☎ 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300</p> <p>そうだん し えん 相談支援センターサポートりんくす 〒 689-0737 とうはくぐん ゆ り はまちようなが え 東伯郡湯梨浜町長江 310-46 ☎ 0858-32-1001 FAX 0858-32-0989</p>
<p>ほくえいちよう 北栄町</p>	<p>ほくえいちようしやう しや ち いきせいかつ し えん 北栄町障がい者地域生活支援センター 〒 689-2292 とうはくぐんほくえいちよう ゆ ら しゆく (ほくえいちようやく ば だいえいちようしやない) 東伯郡北栄町由良宿 423-1 (北栄町役場大栄庁舎内) ☎ 0858-37-5851 FAX 0858-37-5339</p> <p>ちゆう ぶ しやう しや ち いきせいかつ し えん 中部障がい者地域生活支援センター 〒 682-0023 くらよしし やま ね 倉吉市山根 43 ☎ 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300</p> <p>そうだん し えん 相談支援センターサポートりんくす 〒 689-0737 とうはくぐん ゆ り はまちようなが え 東伯郡湯梨浜町長江 310-46 ☎ 0858-32-1001 FAX 0858-32-0989</p>
<p>ひ え づ そん 日吉津村</p>	<p>しょうがいしやせいかつ し えん 障害者生活支援センターすてっぷ 〒 683-0064 よな ご し どうしやうまち ちやう め (いなだ ちしよだい かい) 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所第 5 ビル 1 階 ☎ 0859-37-2120 FAX 0859-37-2121</p> <p>そうだん し えん し ぎやうしよ つばさ 相談支援事業所エポック翼 〒 683-0804 よな ご し よねはら 米子市米原 1459-4 ☎ 0859-36-2005 FAX 0859-36-2007</p> <p>しょう しや し えん わ 障がい者支援センター和おん 〒 683-0103 よな ご し とみすちやう 米子市富益町 4684 ☎ 0859-30-4623 FAX 0859-30-4624</p>

<p>だいせんちやう 大山町</p>	<p>しょうがいしゃせいかつ し えん 障害者生活支援センターすてっぷ 〒 683-0064 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所第 5 ビル 1 階 ☎ 0859-37-2120 FAX 0859-37-2121</p> <p>そうだん し えん し ぎやうしよ つばさ 相談支援事業所エポック翼 〒 683-0804 米子市米原 1459-4 ☎ 0859-36-2005 FAX 0859-36-2007</p> <p>だいせんちやうしゃかいふく し きやう き かい 大山町社会福祉協議会サポートセンターだいせん 〒 689-3211 西伯郡大山町御来屋 467 ☎ 0859-54-2200 FAX 0859-54-6028</p> <p>しょうがいしゃせいかつ し えん し ぎやうしよ 障害者生活支援事業所はまなす 〒 689-3114 西伯郡大山町田中 1383 ☎ 0858-58-6161 FAX 0858-58-2175</p>
<p>なんぶちやう 南部町</p>	<p>じょ か JOCAサポート 〒 683-0351 西伯郡南部町法勝寺 484 ☎ 0859-36-8010 FAX 0859-36-8010</p>
<p>ほうきちやう 伯耆町</p>	<p>そうだん し えん し ぎやうしよ 相談支援事業所キララみらい 〒 689-4121 西伯郡伯耆町大殿 1830-1 ☎ 0859-68-5181 FAX 0859-68-5181</p>
<p>にちなんちやう 日南町</p>	<p>そうだん し えん し ぎやうしよ 相談支援事業所つぼみ 〒 689-5211 日野郡日南町生山 346-1 ☎ 0859-77-3200 FAX 0859-77-3200</p>
<p>ひのちやう こうふちやう 日野町・江府町</p>	<p>そうだん し えん し ぎやうしよ え み さと 相談支援事業所江美の郷 〒 689-4403 日野郡江府町大字久連 7 ☎ 0859-72-3210 FAX 0859-72-3211</p>



(1) - 2 地域自立支援協議会

自立支援協議会とは

障がいのある方が地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域における課題を解決するという共通の目的に向けて、情報を共有し、具体的に協働する、地域の関係者によるネットワーク。それが「自立支援協議会」です。

なお、障害者自立支援法の一部改正により、平成24年4月から自立支援協議会の設置促進や運営の活性化を図るため、法律に定められました。

【共通の目的】

- 障害者総合支援法が目指す「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、全員が常に大きな共通認識と、高いモチベーションをもちながら参加する必要があります。

【情報の共有】

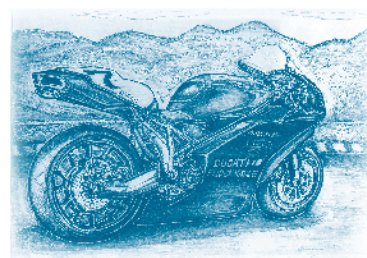
- 地域の実態や課題等の情報を集約し、全員が共有します。原点は、地域生活支援センターを中心に開催される「個別支援会議」です。

【具体的に協働する】

- 参加者が抱えている実際の事例や地域の課題を持ち寄り、制度や誰かのせいにするのではなく、全員が自らの課題として受け止め、「ともに解決しよう」、「自分のところでは何ができるか」、「一歩でも前進しよう」というスタンスで協働していく必要があります。

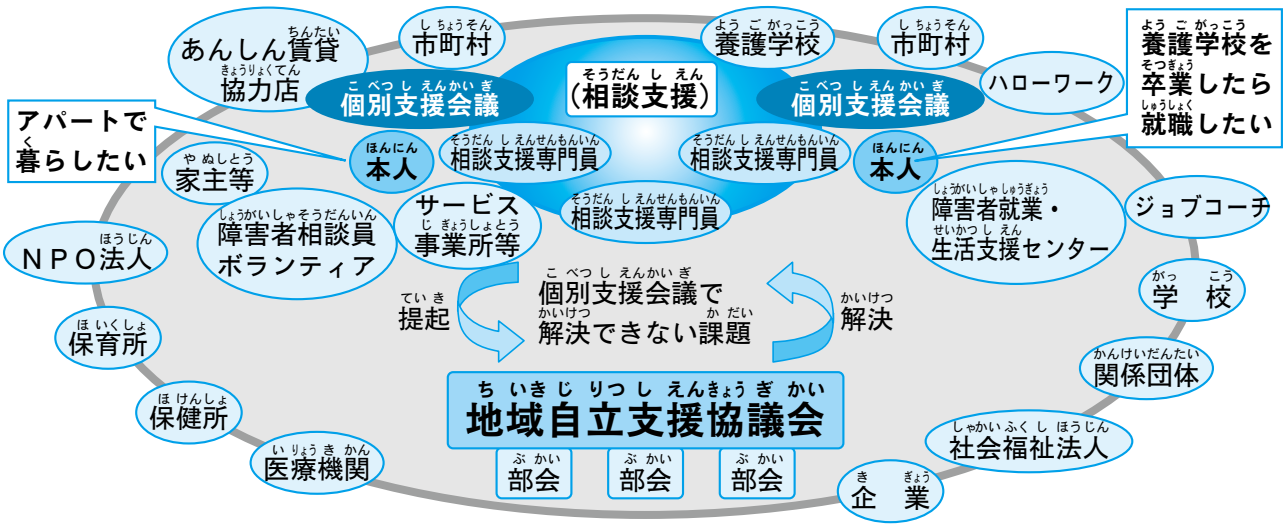
【地域の関係者によるネットワーク】

- 障がいのある方が抱える様々なニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意しなければなりません。
- サービスに裏打ちされない相談は意味がありません。また、一事業所だけで用意できる支援には限界があります。そのことに気づけば、自ずと顔が見えるネットワークの必要性が分かります。
- 自立支援協議会は、官民が協働しなければ、成果をあげることはできないでしょう。



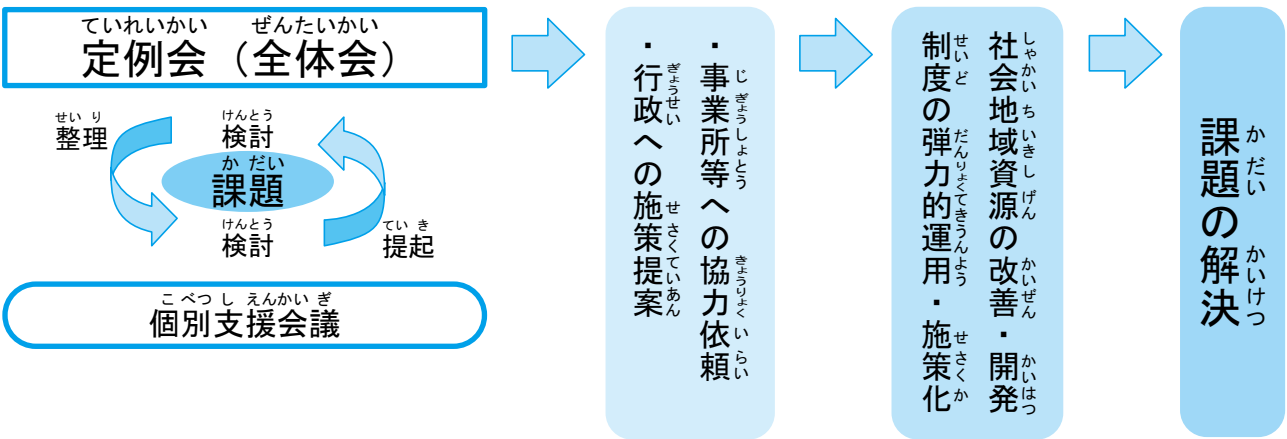
自立支援協議会のイメージ

(個別支援会議で解決できない課題を地域自立支援協議会で！)



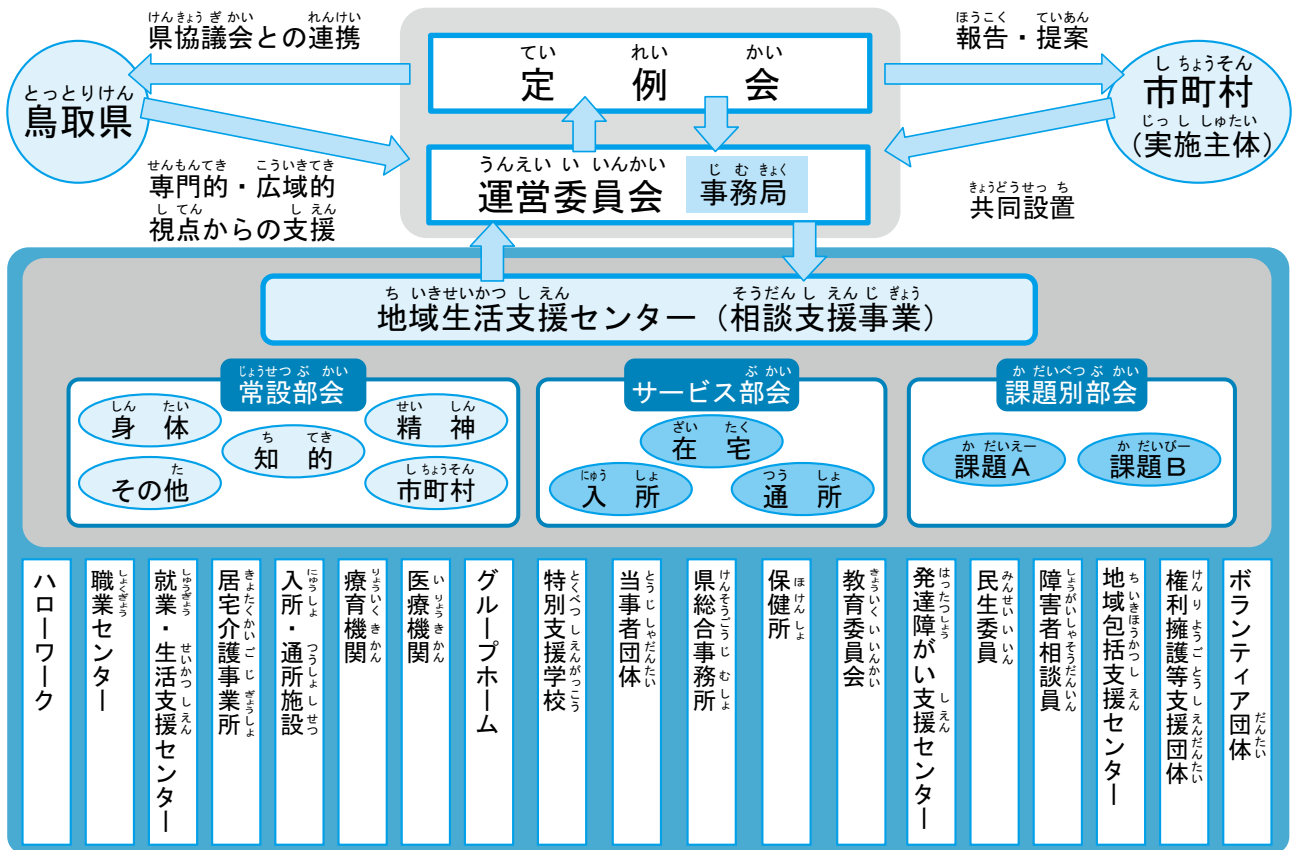
障がいのある方が地域で当たり前で暮らせる社会の実現

市町村地域自立支援協議会における課題解決プロセス (例)



相談に関すること
1

市町村地域自立支援協議会の組織図 (例)



県内市町村地域自立支援協議会の設置状況

とうぶけんいき 東部圏域

とっとりし ちいきじりつし えんきょうぎかい
鳥取市地域自立支援協議会

とっとりけんとうぶ よんちようしやう しやちいきじりつし えんきょうぎかい
鳥取県東部四町障がい者地域自立支援協議会

※ 4 町が共同設置しています。

ちゆうぶけんいき 中部圏域

ちゆうぶけんいきしやう しやちいきじりつし えんきょうぎかい
中部圏域障がい者地域自立支援協議会

※ 1 市 4 町が共同設置しています。

くらよしししやう しやちいきじりつし えんきょうぎかい
倉吉市障がい者地域自立支援協議会

ゆりはまちしやうしやう しやちいきじりつし えんきょうぎかい
湯梨浜町障がい者地域自立支援協議会

みささちやうしやう しやちいきじりつし えんきょうぎかい
三朝町障がい者地域自立支援協議会

ほくえいちやうしやう しやちいきじりつし えんきょうぎかい
北栄町障がい者地域自立支援協議会

ことうらちやうしやう しやちいきじりつし えんきょうぎかい
琴浦町障がい者地域自立支援協議会

せいぶけんいき 西部圏域

とっとりけんせいぶしやうがいしやちいきじりつし えんきょうぎかい
鳥取県西部障害者地域自立支援協議会

※ 9 市町が共同設置しています。

よなごし ひえづそんしやう しやちいきじりつし えんきょうぎかい
米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会

※ 1 市 1 村が共同設置しています。

※ 市町村地域自立支援協議会についてのお問い合わせは、各市町村障がい福祉担当課にご連絡ください。

相談に関すること

(2) 鳥取県医療的ケア児等支援センター

医療的ケアが必要な子どもや家族等からの相談を専門スタッフが受けします。

【対象者】 医療的ケア児等とその家族及び関係機関

※成人となった医療的ケア児及び重症心身障がい児者を含む。

【窓口】

○総合窓口：博愛こども発達・在宅支援クリニック

〒683-0853 米子市両三柳 1880

E-mail : icare.hakuaikids@gmail.com ☎ 080-2962-0853 FAX 0859-29-8020

○東部相談窓口：鳥取県看護協会

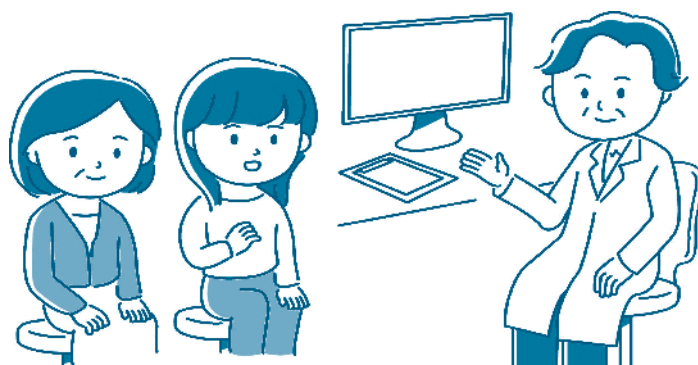
〒680-0901 鳥取市江津 318-1

E-mail : ikeatobu@tottori-kangokyokai.or.jp ☎ 0857-30-2424 FAX 0857-30-2425

○中部相談窓口：中部療育園

〒682-0021 倉吉市上井 503 番地 1

E-mail : ikeachubu@pref.tottori.lg.jp ☎ 0858-27-6006 FAX 0858-27-0781



© Studio-E

(3) 障がい児等地域療育支援事業

在宅の障がいのある子どもなどが身近な地域で気軽に療育指導・相談が受けられるように、県内の各地域に在宅福祉に詳しい地域療育担当支援員を配置し、在宅の障がい児者や保護者の相談にのったり、必要に応じて医師や保育士などの専門スタッフが相談・指導を行います。

【対象者】

- 子どもの子育てや発達に不安のある方。
 - 在宅の重症心身障がい児者、知的障がい児、身体障がい児者及び発達障がい児。
- ※本事業の対象とならない場合もありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

【事業内容】

- 内容に応じ、ご本人のご自宅やお住まいの地域に出向いて相談をお受けして、個別や集団での療育についてアドバイスなどを行います。
- 地域療育担当支援員が、相談の内容に応じて各種福祉サービスの情報提供や利用のお手伝い、関係機関との調整、紹介などを行います。
- 保育所や幼稚園、学校などに専門スタッフを派遣して、障がい児者の療育に携わる職員にアドバイスなどを行います。

【対応する専門スタッフ】

医師、看護師、保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など

【窓口】 各施設へご相談ください。

ち 区	施 設	でん ばん ごう 電 話 番 号 F A X 番 号	ち い き り よ う い く た ん と う し え ん い ん 地 域 療 育 担 当 支 援 員
とう ぶ ち ぐ 東 部 地 区	けんりつとっとりりょういくえん 県立鳥取療育園	0857-29-8889 0857-29-9300	はい ち 配 置
	とっとりし りつわかさかきえん 鳥取市立若草学園	0857-28-1233 0857-28-1233	—
ちゅう ぶ ち ぐ 中 部 地 区	けんりつちゅうぶ りょういくえん 県立中部療育園	0858-27-0780 0858-27-0781	はい ち 配 置
	けんりつつかいせいがくえん 県立皆成学園	0858-22-7188 0858-22-7189	—
せい ぶ ち ぐ 西 部 地 区	けんりつそうごうりょういく 県立総合療育センター	0859-38-2163 0859-38-2156	はい ち 配 置
	よなごしりつ 米子市立あかしや	0859-29-2585 0859-29-2585	—
	えぬびーおーほうじん ひ NPO法人陽なた	0859-57-6240 0859-57-6240	—

(4) 発達障がいに係る相談機関

『エール』発達障がい者支援センター

発達障がいのある方やその心配のある方及びそのご家族が、豊かな地域生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や、関係団体と連携しながら相談支援・調整等を行います。

【対象者】 発達障がいのある方やそのご家族。子どもから大人まで年齢は問いません。

【事業内容】

- 相談支援
 - 日常生活にかかわるさまざまな相談（コミュニケーションや行動面で気になること、保育所や学校・職場で困っていること）に応じて関係機関と連携をとりながら支援を進めます。
 - 福祉制度やその利用の仕方、専門機関など、必要な情報を提供します。
- 発達支援
 - 発達検査等を行い、家庭での療育方法への助言、並びに個々に応じた療育や教育、支援の具体的な手立てについて支援します。
 - 保育所や学校などと連携をとりながら巡回相談や療育支援を行います。
- 就労支援
 - 関係機関との連携により、助言や情報提供を行います。
- 普及・啓発研修
 - 「発達障がい」について、障がいの正しい理解や支援の方法を広めるための研修を行います。

※電話、ファクシミリ、電子メール（インターネット相談フォーム）、来所等による相談に応じ、助言や必要な情報提供を行います。

【連絡先】

倉吉市みどり町 3564-1（県立皆成学園内）

☎ 0858-22-7208 FAX 0858-22-7209

E-mail : yell@pref.tottori.lg.jp

<http://www.pref.tottori.lg.jp/yell>



インターネット相談フォーム
QRコード

ペアレントメンター鳥取

発達障がい、周囲から理解されにくい障がいであり、一人で悩みを抱えてしまう保護者もいます。このような保護者に対して同じ発達障がいのある子どもを持つ保護者がペアレントメンター（よき相談相手・先輩保護者）となって、悩みを共感したり、ご自分の子育て経験をおして子どもへの関わり方などを助言したりします。

【対象者】

発達障がいのある子どもを持つ保護者、発達障がい児者と関わりのある各種機関

【事業内容】

- 個別相談（来所、訪問） ・ 電話相談 ・ メール相談 ・ 情報交換会（保護者勉強会）
- メンターカフェ ・ 理解啓発活動 ・ ペアレントトレーニング協力
- サポートブック作成指導 等

【連絡先】

ペアレントメンター鳥取事務局

鳥取市瓦町601 特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会内

☎ 0857-30-0670（平日 10：00～14：00） FAX 0857-30-2785

E-mail : p-ment@kind.ocn.ne.jp https://p-ment.net/

いじめ・不登校総合対策センター

いじめ、不登校、園・学校生活の困りごと、子育ての悩みなどのご相談を、相談員及び指導主事がお受けします。

また、東・中・西部の各地域で、月1～2回程度「専門医（小児科医・精神科医）による教育相談会」を行っています。園・学校生活の困りごと、発達の遅れや子育ての悩みなどのご相談に応じます（完全予約制）。

【対象者】

- 園、小中学校、高等学校の幼児、児童、生徒
- 高校生年代の青少年
- 保護者
- 保育・教育関係者

【連絡先】

教育相談全般の窓口 ☎ 0857-31-3956（平日 8：30～17：15）

E-mail : soudan-117@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

「専門医による教育相談会」の予約 ☎ 0857-28-2322（平日 9：00～17：00）

LD等専門員による発達障がいのある又は可能性のある

幼児児童生徒に関する教育相談

【巡回相談】 担当区域のLD等専門員が小・中学校、義務教育学校を計画的に訪問します。

【依頼による相談活動】

担当区域内の幼稚園・認定こども園・保育所、小・中学校、義務教育学校、高等学校等からの依頼に応じ、発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わる教員や保護者を対象に相談を行っています。

※連絡先等、詳細は p127 ~ p128 をご覧ください。

特別支援学校の教育相談

県内の特別支援学校では、地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員に対して教育相談を行っています。

【連絡先】 各特別支援学校

小・中学校、義務教育学校、高等学校の教育相談

各小・中学校、義務教育学校、高等学校には特別支援教育主任（担当）がいます。

特別支援教育主任（担当）は発達障がいを含めた障がいにより特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うために、校内の支援体制を整えるとともに、校外の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口としての活動を行っています。

【連絡先】 各小・中学校、義務教育学校、高等学校

就労に関する相談

鳥取障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等で相談を行っています。

※連絡先等、詳細は p111 ~ p116 をご覧ください。



(5) 精神障がい者家族相談ダイヤル

精神障がいに関する相談は、その特性上ご本人やご家族が他者へ相談することに対し消極的な傾向があります。そこで「同じ体験をした者（家族）という親近感や安心感」という点を活かし、思いの共有ができる相談先として、また相談者が専門的な相談機関へつながるきっかけとして電話相談を行っています。

【対象者】 精神障がいのある方のご家族、精神障がいのある方等

【相談日時】 毎月第1・第3木曜日 13:00～16:00

【電話番号】 090-3880-3498（専用ダイヤル）

【窓口】 とっとりけんせいしんしょうがいしや かぞくかいれんごうかい
鳥取県精神障害者家族会連合会

(6) 鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関

高次脳機能障がいは脳の損傷により生じる認知機能の障がいです。交通事故などによる頭部外傷や、脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患、その他の病気により脳が損傷を受けると、身体の障がいとは別に、思考や記憶、注意、言語などの脳機能の一部に障がいがおきる場合があります。

発症、受傷原因、年齢、障がい状況などで様々なサポートが受けられる場合があります。倉吉市にある野島病院が鳥取県の委託を受け、鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関として、病院内に高次脳機能センターを設置し、専門スタッフが各種情報提供や相談・助言を行っています。

【対象者】

- 高次脳機能障がいのある方やそのご家族
- 高次脳機能障がいのある方と関わりのある各種機関

【事業内容】

- 福祉サービス事業所等に関する各種情報提供
- 相談、助言
- 支援者、一般の方への研修
- 必要な場合、当院担当医師による外来診療（予約制）

【窓口】

鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関 野島病院高次脳機能センター
倉吉市瀬崎町 2714-1 ☎ 0858-27-0205（直通） FAX 0858-23-7122

ホームページ <https://nojima-hospital.jp/publics/index/204/>

高次脳機能障がい支援ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/koujinou>

※県総合事務所（保健所）や鳥取市保健所、県高次脳機能障害者家族会においても相談・助言を行いますので、あわせてご利用ください。

(7) 鳥取県高次脳機能障害者家族会

高次脳機能障がいのある方やそのご家族に対して、同じ経験をしてきた当事者とご家族の立場で、悩みを共感したり、支えあう活動をしています。

【対象者】 高次脳機能障がいのある方やそのご家族・関係者

【事業内容】 電話による相談対応

【窓 口】

鳥取県高次脳機能障害者家族会 事務局

米子市西倉吉町 83-3 障害者生活支援センターまぢくら内

☎ 0859-35-5647 FAX 0859-35-5648

(8) 鳥取県依存症支援拠点機関

アルコールや薬物、ギャンブル等に過度に依存してしまうことは病気です。この病気は本人の意志を強くしても対処が困難です。また、周りにはいるご家族や友人、職場の同僚などいろいろな方が、問題解決をどこに相談していいのかわからず、対応に困っている現状があります。

渡辺病院では、県からの委託を受け「依存症支援拠点機関」として、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症についての普及啓発や相談対応、専門的な治療等を行っています。相談は、専門的な知識を有する看護師、精神保健福祉士等からなる「相談支援コーディネーター」が対応します。

※「アルコール健康障害」とは…アルコール依存症その他の習慣的多量飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒による心身の健康障害。

※「ギャンブル等」とは…法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為。

【対象者】

アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症でお困りの方及びご家族。医療・保健・福祉担当者。自助グループで回復に取り組んでいる方。民生委員、保護司など関係者・関係機関担当者など。

【窓 口】

社会医療法人明和会医療福祉センター一渡辺病院

精神科外来、医療相談室「相談支援コーディネーター」

鳥取市東町3丁目307 ☎ 0857-24-1151 FAX 0857-24-1024

ホームページ <http://www.t-alcsien.jp/>

※平日の9:00～17:00に相談表を作成し、ご本人・ご家族、かかりつけ医等からの相談支援を行います。夜間当直帯に電話相談等があった場合は、申し送りの上、後日、直接電話を受けるか相談面接を行います。出前相談や関係機関との連携業務についても、同様に対応した「相談支援コーディネーター」が日程調整等を行います。

【その他特記事項】

広く当事者やご家族、かかりつけ医等からの相談に対応し、適切な介入や連携業務を行うようにします。支援拠点の活動としては、毎年、各依存症ごとに県内3か所で開催する研修会に加え、ご家族への相談対応と介入等に関する研修会を開催しています。特に「動機づけ面接法」の普及をはかり、病気の理解を助ける資料や各種リーフレットなどを取りそろえるようにしています。地域での健康活動における出前講座の要請や自助グループの活動へも「相談支援コーディネーター」を中心に無料で出かけており、積極的な研鑽や協力活動を心がけています。

(9) NPO法人鳥取県断酒会

アルコール依存症は、自分で飲酒のコントロールが出来なくなり飲んではいけない時・場所・場合でも飲酒してしまい問題を起こす進行性の心と身体の病気です。一度発症すると完全に治癒することはありませんし、再度、酒・アルコールを口にするとたちまちもとの状態に戻ってしまいます。再発防止には、断酒しかありません。

断酒会は、アルコール依存症の人及び酒・アルコールを止めたいと自発的に思っている人の断酒を支援する自助グループです。

【対象者】

アルコール依存症の人、酒・アルコールを止めたいと思う人、そのご家族をはじめその人達を支える人

【事業内容】

- 断酒例会
 - 参加者が体験談を語りそれを聴き自己洞察・追体験することで新しい自己を確立する手段としています。鳥取市・米子市・境港市・倉吉市を中心にほぼ毎日開催しています。
- 酒害（酒・アルコールの悩み）相談
 - 下記窓口へご連絡下さい。

(10) 鳥取県てんかん支援拠点病院

てんかん診療支援コーディネーターが相談窓口となり、日本てんかん協会鳥取県支部と連携して、てんかん患者さんとその家族に対する相談支援を行っています。また、県全域でてんかん患者さんが適切な治療を受けられるシステムの構築を目指し、医師による医療相談も行っています。

その他にも、てんかんに関する啓発活動や情報提供をホームページに掲載しています。

【対象者】

てんかんのある方やそのご家族・関係者（医療・教育など）（特に限定はありません。）

【受付日時】 月・木曜日 13:00～16:00 火・金曜日 10:00～13:00

【窓口】

鳥取県てんかん支援拠点病院
米子市西町 36-1 鳥取大学医学部附属病院内
☎ 0859-38-7504（専用ダイヤル）

ホームページ <http://www2.hosp.med.tottori-u.ac.jp/epilepsy/>

※相談は電話または面接で行います（メール等では受け付けていませんのでご了解ください）。

※コーディネーターや医師との相談については、お問い合わせの際、日程調整させていただきます。

※病院に受診される場合は要予約。

(11) 公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部

てんかんは古くからある病気です。人口の0.8～1%と言われ子どもから高齢者にわたり発病するごくありふれた脳神経疾患です。まずは、専門医による正しい診断と治療が大切です。ひとりで悩まずご相談下さい。

当事者の立場に立って、専門医や専門職が相談・助言を行います。

【対象者】

てんかんのある方やそのご家族・支援関係者・教育関係者（特に限定はありません。）

【事業内容】

てんかんの正しい知識の普及啓発・出前講座・療育相談・ピア活動・調査研究・相談対応等

【相談日時】 平日 13:00～15:00

【窓口】

公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部

米子市皆生温泉 2-2-14 NPO法人あかり広場内 ☎・FAX 0859-35-0505

※相談は電話または面接で行います（メール等では受け付けていませんのでご了解ください）。

(12) NPO法人鳥取ダルク（アルコール・薬物問題相談ダイヤル）

私たち鳥取ダルクは、アディクション（アルコール・薬物・ギャンブル等依存症）を病

気と捉え、適切な知識と理解に基づいた対応を心掛けています。
長年にわたるアルコール・薬物依存症者との辛い関わりの中で、ご家族や周囲の人の心

は傷つき、怪我をした状態になっています。
薬物依存症者が回復治療プログラムで自分の人生を取り戻していくように、ご家族もまた心のケアをすることによって回復していく必要があります。

今までどこに相談すれば良いのか判らず途方にくれていた当事者、ご家族のために、薬物問題の相談・薬物予防啓発活動も随時行っています。

【対象者】 アルコール・薬物でおこまりの当事者・ご家族

【相談日時】 (月)～(金) 10:30～17:00 (土) 10:30～15:00

【窓口】

NPO法人鳥取ダルク

☎・FAX 0857-72-1151 ホームページ <http://tottoridarc.com/>

※施設へ来所される場合は要予約

(13) 成年後見支援センター

高齢者や障がい者の権利擁護に取り組む支援センターが、東・中・西部の3か所に設置されています。財産管理や生活上のサービスを取り交わす判断能力が不十分な人を保護するための相談や支援を行っています。

※制度・連絡先等、詳細は p154～p157 をご覧ください。

(14) あいサポート・アートセンター

「あいサポート・アートセンター」は障がい者の優れた作品の展示や芸術・文化活動に関する情報発信を行うとともに、創作活動に取り組む障がい者やその支援者を支援するため、相談受付や研修会を行います。

【事業内容】

常設展示：障がい者の優れた芸術・文化作品の展示などを行い、障がい者の優れた芸術性に触れる機会を継続的に提供します。

情報発信：障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、インターネット等を活用して、広く発信します。

人材育成：障がい福祉サービス事業所の職員や文化芸術関係者、教育関係者等に対して、障がい者の創作活動の支援方法や著作権等の権利保護に関する研修会を行います。

相談支援：障がい者やそのご家族、障がい者芸術・文化活動を支援する福祉サービス事業者等からの相談を受け付け、創作活動や著作権保護等に関するアドバイスを行うとともに、必要に応じて専門家や関係機関等の紹介を行います。

普及啓発：障がい者本人やその支援者に対して、新たな芸術・文化活動との出会いの場を提供するため、美術や音楽などの創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催します。

アートギャラリー支援：
県民が気軽に障がい者アートを楽しめるアートギャラリーを県の認定ギャラリーとする「鳥取県はーとふるアートギャラリー認定制度」の認定事業者と連携して認定ギャラリーで開催される障がい者アート展等の情報発信を行うとともに、展示等についての助言をします。

【窓口】

あいサポート・アートセンター

〒682-0821 倉吉市魚町2563 (琴櫻記念館前)

☎ 0858-33-5151 FAX 0858-33-4114 E-mail : tottori.asac@gmail.com



(15) 鳥取県聴覚障がい者センター

県内の聴覚障がい支援に関する総合的な拠点となる「鳥取県聴覚障がい者センター」を県内3か所に設置し、個々のニーズに応じた相談支援や手話通訳者・要約筆記者の派遣など、様々な事業を実施しています。

【対象者】 きこえない・きこえにくい人

【窓口】

鳥取県東部聴覚障がい者センター

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階

☎0857-32-6070 FAX0857-32-6071

鳥取県中部聴覚障がい者センター

〒682-0822 倉吉市葵町724-15 ☎0858-27-2355 FAX0858-27-2360

鳥取県西部聴覚障がい者センター

〒683-0845 米子市旗ヶ崎6丁目19-48 堀田ビル1階

☎0859-30-3659 FAX0859-30-3660

(16) 鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』

きこえない・きこえにくい子どもとご家族等からの相談を受け、情報提供を行います。

【対象者】 きこえない・きこえにくい子どもの保護者及び関係者

【窓口】

〒680-0853 鳥取市桜谷173-21

☎0857-50-0170 FAX0857-50-0176

(17) 鳥取県盲ろう者支援センター

県内の盲ろう者支援に関する総合的な拠点となる「鳥取県盲ろう者支援センター」を設置し、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成・派遣や相談支援事業、生活・コミュニケーション訓練事業を行っています。

【対象者】 盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）

【事業内容】

- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
 - 盲ろうの方のもとへ盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろうの方のコミュニケーションと外出を支援します。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業
 - 盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。
- 盲ろう者向け相談支援事業
 - 盲ろうの方やそのご家族等に対する情報提供やその方に適した相談支援を行います。
- 盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業
 - 盲ろうの方に対して、家事・歩行等の生活訓練や、手話・点字等のコミュニケーション訓練を行います。

【窓口】

鳥取県盲ろう者支援センター

〒683-0845 米子市旗ヶ崎6丁目19-36

☎ 0859-30-3830 FAX 0859-21-1537 E-mail : t-db-sc@tottoridb.jp

(18) 鳥取県視覚障がい者支援センター

県内の視覚障がいのある方に対する総合的な相談支援の窓口として、「鳥取県視覚障がい者支援センター」を県内3か所に設置し、見えない・見えにくい方、そのご家族や支援者の方などに対する情報提供や個々のニーズに応じた相談支援を行っています。

【対象者】 見えない・見えにくい人

【窓口】

鳥取県視覚障がい者東部支援センター

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階

☎ 0857-32-8015 FAX 0857-32-8018

E-mail : t-senta@tottori-lighthouse.or.jp

鳥取県視覚障がい者中部支援センター

〒682-0023 倉吉市山根540-1 パープルビル4階

☎ 0858-27-1654 FAX 0858-27-1885

E-mail : c-senta@tottori-lighthouse.or.jp

鳥取県視覚障がい者支援センター

〒683-0001 米子市皆生温泉3-18-3 米子市皆生市民プール管理棟内

☎ 0859-46-0778 FAX 0859-22-7688

E-mail : s-senta@tottori-lighthouse.or.jp

※相談をご希望される方は事前にご連絡ください。

(19) ロービジョン相談窓口 そうだんまどぐち

とっとりけんない 鳥取県内のロービジョン者、そのご家族や支援者からの生活、医療、福祉等に関する相談支援を行っています。

【対象者】 ロービジョン者

【窓口】 〒683-8504 米子市西町86番地 鳥取大学医学部アレスコ棟6階

☎ 080-9433-5279

(20) 鳥取県失語症者支援センター とっとりけんしつごしゅうしゃしえん

県内の失語症者等に対する支援、情報提供を行っています。

【対象者】 失語症者

【窓口】 〒683-0067 米子市東町177 東町ビル2階

☎ 0859-21-5478 E-mail: tottorist.situgosien@gmail.com

(21) ヤングケアラー相談窓口 そうだんまどぐち

大人の代わりに、幼いきょうだいの世話や、障がいや病気のある家族の介護やケアを行うことで、自らの育ちや教育に支障を来している18歳未満の子どもの「ヤングケアラー」といいます。

鳥取県では、ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添い、ヤングケアラーの方が必要な支援に繋げるための相談窓口を設置しています。

困ったこと・話をしたいことがあったら、まずは相談してください。

【対象者】 ヤングケアラー及び若者ケアラー又はその家族の方等

【電話相談窓口】 東部相談窓口（福祉相談センター） ☎ 0857-29-5460

中部相談窓口（倉吉児童相談所） ☎ 0858-22-4152

西部相談窓口（米子児童相談所） ☎ 0859-33-2020

開設：平日 午前8時30分～午後5時30分（時間外は留守番電話）

夜間・休日相談窓口（県教育委員会いじめ・不登校総合対策センター）

☎ 0857-28-8718

開設：平日 午後5時30分～午前8時30分

土・日・祝 24時間

らいん そうだんまどぐち
【LINE 相談窓口】

こうしき とっとりけん らいん そうだん
公式アカウント「鳥取県ヤングケアラー LINE 相談」
を友だち登録後、画面の指示に沿って相談してください。

< URL > <https://lin.ee/3ETudcU>



QRコード

(22) しょうひ せいかつ そうだんまどぐち 消費生活センター相談窓口

しょうひ せいかつ そうだんしつ あくしつしょうほう けいやく しょうひしゃ かん そうだん う ひつよう
消費生活相談室では、悪質商法・契約など消費者トラブルに関する相談を受け、必要な
じよげん じょうほうていきょうとう おこな ひみつげんしゅ そうだん むりょう
助言、情報提供等を行っています。(秘密厳守・相談無料)

【相談受付時間】

せいぶしょうひ せいかつ そうだんしつ しゅくじつ ねんまつねんし やす
西部消費生活相談室 8:30 ~ 17:00 (祝日・年末年始はお休みです。)

※電話または来所にてご相談ください。

【相談窓口】

せいぶしょうひ せいかつ そうだんしつ
西部消費生活相談室

〒683-0043 よなご しすえひろちょう ばんち よなご かい
米子市末広町 294 番地 (米子コンベンションセンター 4 階)

☎ 0859-34-2648



とっとりけんしょうひ せいかつ
鳥取県消費生活センター
らいん こうしき
LINE 公式アカウント

でんし そうだんうけつけ しょうひ せいかつ そうだん けんさく
電子メールによる相談受付フォームは「とりネット消費生活相談」で検索してください。

【注意事項】

でんし ぶんめん はっせい けいい じょうきょう しょうさい じゅうぶん はあく
電子メールの文面だけでは、トラブル発生の際や状況などの詳細が十分に把握できず、
じつじょう あ てきかく じよげん おこな こんなん でんし うけつけ げんそく
実情に合わせた的確な助言を行うことが困難であることから、電子メールでの受付は原則
しょかい れんらくさきおよ そうだんないよう じぜん はあく
初回(連絡先及び相談内容の事前把握)のみとさせていただきます。

※お急ぎの方は、電話または来所によりご相談ください。

※県内各市町村にも消費生活相談窓口が設置されていますので、あわせてご利用ください。



(23) その他の相談窓口

市町村が設置する相談支援窓口の他に、障がいのある方や保護者の各種相談に応じるため、様々な「相談機関」や「相談員」を配置しています。

○相談機関

機関名	活動内容	住所	電話番号 FAX番号
鳥取市保健所、 中部総合事務所 倉吉保健所、 西部総合事務所 米子保健所 精神	こころの健康や精神疾患、精神障 がい者の福祉など、精神保健福祉 に関する相談や、市町村役場に協 力してご家庭におられる精神障が いのある方の訪問指導を行ってい ます。	(鳥取市保健所) 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階	0857-22-5616 0857-20-3962
		(倉吉保健所) 倉吉市東巖城町2	0858-23-3921 0858-23-4803
		(米子保健所) 米子市東福原1-1-45 ※令和5年12月25日以降(予定) 米子市糺町1-160 鳥取県西部総合事務所2号館3階	0859-31-9310 0859-34-1392
身体障害者更生相談所 身体	身体障がいに関する専門的な相談 を行っています。 ※補装具・更生医療の申請窓口は、 お住まいの各市町村役場になり ます。	(東部身体障害者更生相談所) 鳥取市東町1丁目220 県庁障がい福祉課内	0857-26-7856 0857-26-8136
		(中部身体障害者更生相談所) 倉吉市東巖城町2	0858-23-3124 0858-23-4803
		(西部身体障害者更生相談所) 米子市東福原1-1-45 ※令和5年12月25日以降(予定) 米子市糺町1-160 鳥取県西部総合事務所1号館1階	0859-31-9309 0859-34-1392 ※令和5年12月25日以降(予定)
知的障害者更生相談所 知的	知的障がいに関する専門的な相談 を行っています。 ※療育手帳の申請窓口は、お住ま いの各市町村役場になります。	(東部知的障害者更生相談所) 鳥取市江津318-1	0857-23-6218 0857-21-3025
		(中部知的障害者更生相談所) 倉吉市東巖城町2	0858-23-3124 0858-23-4803
		(西部知的障害者更生相談所) 米子市東福原1-1-45 ※令和5年12月25日以降(予定) 米子市糺町1-160 鳥取県西部総合事務所1号館1階	0859-31-9309 0859-34-1392 ※令和5年12月25日以降(予定)

機 関 名	活 動 内 容	住 所	電 話 番 号 F A X 番 号
児童相談所 児童	障がい児やその保護者に関する相談を行っています。	(福祉相談センター中央児童相談所) 鳥取市江津 318-1	0857-23-1031 0857-21-3025
		(倉吉児童相談所) 倉吉市宮川町 2-36	0858-23-1141 0858-23-6367
		(米子児童相談所) 米子市博労町 4-50	0859-33-1471 0859-23-0621
精神保健福祉センター 精神	こころの健康や精神疾患、精神障がい者の福祉など、精神保健福祉に関する相談を行っています。	鳥取市江津 318-1	0857-21-3031 0857-21-3034
市町村役場 共通	障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、グループホームなど）、地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センターなど）に関する相談を行っています。	p166～p167 をご覧ください。	
障害者就業・生活支援センター (生活支援担当職員、就業支援担当者) 共通	障がいのある方の仕事と生活の総合相談窓口です。	(障害者就業・生活支援センター しらはま) 鳥取市伏野 2259-17	0857-59-6060 0857-59-2022
		(障害者就業・生活支援センター くらよし) 倉吉市住吉町 37-1	0858-23-8448 0858-23-8456
		(障害者就業・生活支援センター しゅーと) 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所第 5 ビル 1 階	0859-37-2140 0859-37-2140



そうだんいん めいしやう 相談員の名称	かつ どう ない よう 活 動 内 容	じゆう しょ てん わ ばん ごう 住 所 ・ 電 話 番 号
そうだん し えんせんもんいん 相談支援専門員 まほうつう 共通	しやうがいのある方及びそのご家族に かん さまざま そうだん し えん ねんご 関する様々な相談・支援を行って います。	しやう しやそうだん し えん じ ぎやう し ちやうそんそうだん し えん き のうきやう 障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強 か じ ぎやう してい とくてい いっぱん じどう 化事業 (p8～p13)、指定 (特定・一般・児童) そうだん し えん じ ぎやうしよ 相談支援事業所 (p208～p211) へお問い合わせ せく せう せう せう ください。
しんたいしやうがいしやそうだんいん 身体障害者相談員 【窓口：市町村】 しんたい 身体	しやかいてきしんぼう しんたいしやう 社会的信望があり、身体障がいのある 方の方の福祉に熱意と見識を持ってい る方、身体障がい者相談員として市 町村が委嘱し、様々な相談に応じ、 ちやうそん い しょく さまざま そうだん おう 町村が委嘱し、様々な相談に応じ、 ひつよう えんじよ ねんご 必要な援助を行っています。 ※相談員に関する窓口：市町村	p168～p169 をご覧ください。
ち てきしやうがいしやそうだんいん 知的障害者相談員 【窓口：市町村】 ち てき 知的	ち てきしやう かた ほ ご しゃとう 知的障がいのある方の保護者等 で、知的障がいのある方の福祉増 進に熱意のある方に知的障害者相 談員を市町村が委嘱しています。 かんけい き かん れんけい ち てきしやう 関係機関との連携のもとに知的障 がいのある方の日常の相談に応 じ、必要な助言を行っています。 ※相談員に関する窓口：市町村	p170 をご覧ください。
せいしんしやうがいしやそうだんいん 精神障害者相談員 【窓口：市町村】 せいしん 精神	せいしんしやう かた ほ ご しゃとう 精神障がいのある方の保護者等 で、精神障がいのある方の福祉増 進に熱意のある方に精神障害者相 談員を市町村が委嘱しています。 かんけい き かん れんけい せいしんしやう 関係機関との連携のもとに精神障 がいのある方の日常の相談に応 じ、必要な助言を行っています。 ※相談員に関する窓口：市町村	p169 をご覧ください。
みんせい じどう いん 民生・児童委員 【窓口：市町村】 まほうつう 共通	し ちやうそん はい ち ち いき 市町村ごとに配置され、地域にお いて福祉事務所・市町村等の行政 き かん ぎやうむ きやうりやく ち いきふくし 機関の業務に協力し、地域福祉に かん かくしゆ そうだん し えんかつどう じゆう 関わる各種の相談・支援活動に従 事しています。	p166～p167 の市町村福祉担当課にお問い合わせ せく せう せう せう ください。